



Title	退職給付会計の体系的概念と会計処理の整合性
Author(s)	宮川, 昭義
Citation	経済學研究, 52(3), 111-123
Issue Date	2002-12
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/32267
Type	bulletin (article)
File Information	52(3)_P111-123.pdf



[Instructions for use](#)

退職給付会計の体系的概念と会計処理の整合性

宮川 昭 義

1. はじめに

わが国における会計基準は、投資環境のグローバル化とそれともなう時価会計の導入によって大きなうねりに晒されている。とくに退職給付に関する会計基準については、各国における文化的特性によって培われた報酬形態が影響を与えているため、基準そのものの理解を妨げている面が見受けられる。しかし、本来、退職給付会計の基本構造そのものは非常に単純なのである¹⁾。

わが国においては、従来、退職給付制度の加入員たる従業員の退職後における報酬形態は退職一時金を主体とする給付が一般的であった。同時に、この退職一時金に関する属性は、社会保障、功績報償、賃金後払等の複数の概念が渾然一体となっており、給付の事実をもってすれば、そのいずれに関しても妥当性を有するものと考えられてきた。したがって、必ずしも退職給付に関する明確な属性が一意化されない状況においては、それまでのわが国の会計基準そのものについても属性の明確化に依拠した会計処理が構築されていなかったのである²⁾。つまり、給付そのものの事実とそれに対する毎期の費用処理にのみ着目された会計処理方法を提示する

にとどまっていたのである。

しかしながら、退職給付制度という包括的観点においては、上記の退職一時金のみならず、確定拠出型年金及び確定給付型年金についても含まれるところである。今般、導入された退職給付会計に関する議論は、まさにこうした退職給付制度の包括性によって、それまで格別の検討がなされてこなかった属性の明確化についての部分から生起されているのである。つまり、退職給付会計を議論するうえでの視点は、個別の処理に関する理解はもちろんであるが、それに加え退職給付会計の根底に広がる体系的な概念の理解を深めなければならないのである。本論ではこうした観点に立ち、とりわけ議論の多い確定給付型年金についての会計処理分析を通じて、わが国における退職給付会計の問題点を指摘することにある。

2. 退職給付債務の認識

退職給付会計における主要な論点は、退職給付費用の前払いをおこなう確定拠出型年金を除く、退職一時金と確定給付型年金との概念上の整合性と、それについての実際的な会計処理にあるといっても過言ではない。その含意は、退職一時金についても、退職給付制度の母体企業(plan sponsor)の担保すべき明確な法的債務たりえるかという点である。いま、仮に母体企業が退職一時金及び確定給付型年金について、法的債務性を有するとみなすのであれば、その属性は社会保障でも功績報償でもないこととなる。しかし、退職一時金に関して、わが国では

1) しかしながらFogarty&Grant [1995] は、今日の退職給付会計が数理的仮定の是非によって財務情報の歪みの誘因となると指摘している。

2) これに関する議論は今福 [1996] pp.63-76に詳しい。また、Daley[1984], Ipporito[1985], Miller&Redding [1992] は退職給付債務を労働債務と捉えることによって、投資家が市場に対してどのように反応するかについて考察をおこなっている。

労働債務としての法的債務性を認めておらず、退職一時金に関する就業規則の設置は母体企業の任意であり、法的債務性に関する理論的根拠が希薄である。

一方、退職一時金及び確定給付型年金の関係について、実際的な給付形態は制度加入員たる従業員に選択性が認められている。したがって、いま仮に確定給付型年金についての法的債務性、すなわち企業が担保すべき労働債務としての属性を付与するのであれば、属性の微妙に異なる二つの制度についての論理的整合性を保つような処理を念頭におかなければならないのである。ただし、本論においてはそうした退職給付にかかる属性についての問題点を念頭に置きつつ、議論の単純化のために一般的な議論同様³⁾、まず確定給付型年金の会計処理に特化した分析をおこなうこととする。そしてその結果が退職給付会計にわたり、いかなる影響を与えているのか、また個別の会計処理が会計概念上どのような影響下にあるのかについての検証を行なうこととする。

こうした観点に立って、当該会計期間における退職給付債務の認識を行なう場合、最も留意しなければならないのは、当該会計期間において最初に認識される債務は、企業が担保すべき純債務ではないということである。それは、担保すべき純債務を求めるための始点であり、あくまで予測債務である。当然のことながら、その予測計算は経験則に基づくような恣意性の介入が容認されるものではない。あくまで基礎率といわれる現在時点において妥当と考えられる、合理的かつ客観性を十分に具備した仮定値ないしは理論値によって算定される。特徴的なのは、当該会計期間に発生していると考えられる予測計算債務は、図1で示されるとおり実際の給付が予定される将来時点の退職給付債務総額を基礎率によって予測計算した後、これをさらに割

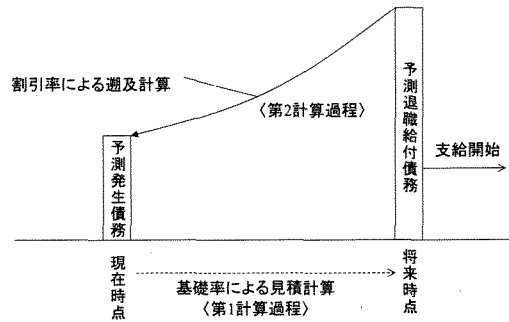


図1：退職給付債務の予測計算過程

引率 (discount rate) といわれる基礎率によって遡及計算されることによってまとめられる点である⁴⁾。したがって、現在時点において発生していると考えられる予測退職給付債務は、二重の予測計算によって認識されているということを留意しなければならない。

ここでポイントとなるのが、時価会計との関連である。今日の会計基準はその包括的概念において、客観性の向上をはかることを目的のひとつとして時価会計の導入を行なっている。それは情報利用者に対する透明性を拡大しようとする目的の一つに沿ったかたちである。この意図にしたがえば、当然の結果として退職給付債務の予測計算においても、恣意性の排除が重要な課題である。すなわち、二重の予測計算の結果として認識される現在時点の予測発生退職給付債務は、どれだけ客観性が保持されているかということが、時価会計との関連性のなかで検討されなければならない。この両者のバランスミックスを図るための手段として用いられるのが、高度な数学的技法に基づく予測計算である。しかし、この数学的技法の導入は、主に統計学

3) 例えば、今福 [1998]、大山 [1997]、及びBodie [1990] を参照されたい。

4) 予測発生退職給付債務の算定に用いられる基礎率に関する議論は、市場理論の仮説分析及び実証分析について考察が多数見られる。例えば、柏崎[1998]、中野[1999]、吉田[1998]、Dhaliwal[1986]、Weil[1990]、Beaver[1991]、Reiter[1991]、Gopalakrishnan& Sugrue[1992]、Lilien&Mellman [1994] 等参照されたい。

的及び確率論的要素が多分に含まれる。当然の結果として統計学的及び確率論的計算に基づく予測計算としての理論値と、実際に発生している実績値には乖離が生じることは自明である。したがって、この乖離をいかに修正するかを含めた債務認識方法をあらかじめ織り込まなければならないのである。

一般に、現在時点での予測発生債務の基礎となる、将来時点での退職給付見込額の予測計算債務には、

- ① 予測給付債務 (Projected Benefit Obligation; PBO)
- ② 積給付債務 (Accumulated Benefit Obligation; ABO)
- ③ 確定給付債務 (Vested Benefit Obligation; VBO)

という3つの認識方法が考えられる。

図2からも理解できるように、VBOに関しては現在時点において退職給付の受給権が確定している部分についてのみ、当該会計期間における予測発生債務として認識しようとする債務概念である。しかしながら、VBOはPBO及びABOに比べ、非常に客観的ではあるものの、企業会計上のゴーングコンサーンを前提とするかぎりにおいては、蓋然性が乏しいものである⁵⁾。したがって、企業活動の継続性を勘案した場合、現在時点での債務認識としての妥当性

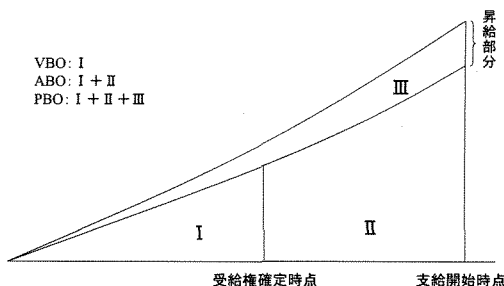


図2：退職給付債務の概念範囲

はPBO及びABOのいずれかに絞られる。ABOは、いまだ受給権が確定していない部分についても予測発生債務として認識する点で、VBOに比べ保守的である。一方、PBOはそれに加えて現在時点から将来時点にまでおよぶ昇給部分を予測計算の要素として認める方法であり、ABOよりもさらに保守性が強い。

企業会計上の観点からは、ゴーングコンサーンに加え、保守主義の要素も取り込むことで、ABOに比べPBOの方がより蓋然性が高いと考えられるが、PBOの問題点は、その昇給部分についての扱いである。つまり、PBOはABOに比べ昇給部分を予測計算過程に含めるため、昇給部分を勘案しないABOに比べて恣意性の介入する余地が大きいことを示している。実際に、債務認識の範囲に関しては、FASB、IASB (IFIASC, 以下同様) 及びわが国との間で差異が存在している。FASBにおいては、将来時点の予測退職給付債務についてはABOを採用している⁶⁾。IASBにおいてはPBOである⁷⁾。わが国においては基本的にPBOである⁸⁾。当初、FASBにおいても認識範囲の広いPBOの採用について検討がなされたが、それとは別に1974年に施行された従業員退職所得保障法 (The Employee Retirement Income Security Act of 1974; ERISA) の存在によって、退職給付債務の法的拘束性がABOに付与されたことによってPBOが採用されなかった経緯が存在する⁹⁾。ここで注目すべきは、FASB、IASB及びわが国の債務認識に関する会計概念の差異である。

債務認識については、上記のようにABOを採用するFASBと、PBOを採用するIASB及びわが国との間で明確な差異が存在する。ただ、退職給付会計の体系的構造に沿って概観すれば、実際の債務認識の範囲に関する上記の差異に関する分析よりも、むしろ概念上の整合性に着目

5) しかしながら、Lorenson&Rosenfield [1983] は客観性の観点からはVBOこそが退職給付債務として望ましいとしている。

6) SFAS87, par. 35.

7) IAS19, par. 63.

8) 「退職給付に係る会計基準注解」, 注3.

9) SFAS87, par. 99.

すべきである。つまり、FASBが結果としてABOを採用しているのは、決して理論的及び概念的整合性の検討過程において、PBOがABOよりも債務認識の妥当性の点で劣っていることを理由に棄却されたわけではない。換言するならば、本来、企業活動の継続性を考慮した場合、PBOの採用こそが保守主義の観点からも望ましいのである¹⁰⁾。FASBにおいて、ABOが採用されたのは、PBOによる債務認識の要素に含まれる昇給部分を勘案することの恣意性の介入を危惧したのではなく、むしろERISAの存在による法的債務性を重視する実務界からの要請によって、消極的な採用がなされたと考えるのが実際的である。これは、各期の退職給付費用計算についてPBOを前提としていることから明らかである¹¹⁾。したがって、FASBが退職給付債務の認識に関してABOを採用していようとも、退職給付会計の概念的な整合性の部分については、あくまでPBOを採用した場合と同義であると言ってもよい。

一方、わが国の退職給付債務の認識については、前述のように基本的にPBOである。この「基本的に」という部分が、退職給付会計の体系的概念の整合性において問題となる部分である。つまり、FASB及びIASBの両者に債務認識の範囲についての相違が存在していながらも、時価会計との関連性から恣意性の介入をできるだけ排除するために、遡及計算に用いられる割引率の適用については每期見直しが行なわれる¹²⁾。これに対し、わが国においては割引率の適用に関して重要性基準が適用されるということである¹³⁾。このことは、退職給付債務の認識過程において予測計算が不可避である構造的な

特徴について、予測値と実績値の差異の発生が避けられないことを前提とするFASB及びIASBの立場とは明らかに異なっている。前述のようにPBOの採用に関しては、ABOに比べ恣意性介入の余地が増加するだけに割引率の每期見直しを通じ、その発生差異を即座に認識することで客観性の保持を狙っている。いわば、事後的修正の必然性を前提としているのである。それに対して、わが国では本来、次善の原則である重要性基準を採用することで、事後的修正ではなく、事前的修正の余地を残しているのである。このことは、明らかに客観性の保持という観点からは概念上の整合性についての問題点を抱えていることとなる。

実際にわが国においては、割引率の適用範囲について、加入員たる従業員の平均残存勤務年数にしたがって、最大で約1%の差異についての見直しは行なわなくても良いこととなっている¹⁴⁾。また、これとは別に前期末に適用された割引率と、当該期末での仮計算に用いられる割引率によって求められる退職給付債務の変動が10%を超えない場合については、割引率の変更を求める必要がないとしている¹⁵⁾。しかし、W. D. Hallによれば、現時点における割引率1%の差異は、結果的に将来時点における発生債務について25%もの差異を生起するという分析を援用するならば、この目安についても理論的な整合性はどこにも見当たらないのである¹⁶⁾。つまり、こうした退職給付会計の出発点とも言える債務認識過程における明らかな会計概念の相違は、その後の財務諸表上に認識される退職給付負債(=純債務)を求める過程においても大きく影響を及ぼしているのである。

3. 制度資産の公正価値認識

退職給付会計における制度資産の認識は、まっ

10) 退職給付債務の認識範囲に関する議論は非常に多い。例えば、Lucas&Hollowell [1981], Seaman&Hensold Jr.[1982], Werner&Kostolansky [1983], Blankley&Swanson [1995]等を参照されたい。

11) SFAS87, par. 46.

12) SFAS87, par. 198 and IAS19, par. 78.

13) 「退職給付会計に関する実務指針」, 第18項。

14) 「退職給付会計に係る実務基準」, 別表1.

15) 「退職給付会計に関する実務指針」, 資料3(注2).

16) Hall&Landsittel [1977], pp. 31-37.

たく独立した公正価値による認識(=時価)を求めているのではなく、退職給付債務の認識過程における現在発生債務の計算に時価評価が求められることに対する対応認識であることに留意しなければならない。つまり、退職給付債務の予測時価評価に呼応する形で、公正価値評価が求められているのである。したがって、制度資産の認識については、当該期末時点における時価評価実績値と、当該会計期間に認識される退職給付費用算定に必要な、前期末時点の制度資産価値に期待収益率を適用した当該期末時点の予測制度資産時価の算定を行なうという2つの制度資産認識が行なわれる。

前期末制度資産に期待収益率を適用することの根拠は、当該会計期間に母体企業によって拠出される退職給付費用が、前期末に認識された評価額をもって算定されるためであり、いわば時価概念の適用によって予測値と実績値との間に生じる変動性、すなわちボラティリティ(volatility)をいかに抑制するかという点を重視しているのである。FASBでは制度資産そのものの適用範囲に関して、必ずしも市場性が確保されない不動産を含めている点で特徴的である¹⁷⁾が、その時価認識についての概念はIASBと同様である¹⁸⁾。

わが国においてもIASBの制度資産認識方法に強く影響を受けているため、その認識過程は近似している¹⁹⁾。ここで特筆すべきは、わが国において制度資産の時価認識については退職給付債務の予測計算同様、重要性基準が採用されている点である²⁰⁾。つまり、期待収益率については、当該期首の市場の動向等を勘案して毎期見直しを行なうことが原則である²¹⁾。これは制度資産の時価認識という観点からは至極当然の処理であると言える。しかしながら、わが国に

おいてはこうした原則とは別に、実際の退職給付事由発生が比較的長期にわたる将来時点において生じることを鑑み、現在時点での期待収益率の毎期見直しは必ずしも必要としない処理が認められているのである²²⁾。この点に関するFASB及びIASBと、わが国との処理方法の相違に関する会計概念の差異は、FASBとわが国の制度資産認識の比較を行なうことでより一層明示的なものとなる。

つまり、FASBが制度資産の時価認識に加え、市場の動向等を系統立てて過去5年間にわたる平均的期待収益率を適用し、制度資産の市場関連価値(market related plan assets: MRPA)を認識することの意味である²³⁾。もっぱらMRPAは、後段に述べるコリダー方式(corridor approach)と言われる予測値と実績値との間に生じる乖離を修正する手段に適用される制度資産の価値概念であるが、概念上の存在根拠はわが国に見られるようなボラティリティの回避手段として重要性基準を採用するといったものとは根本的に異なるものである。すなわち、FASBは退職給付会計の構造上の特性として予測計算は不可避であることから、そのことは同時に予測値と実績値の乖離が不可避であることも認めているのである。会計上の問題として、退職給付制度に時価会計を導入することは、本来の企業活動とは異なる部分についての大幅なボラティリティを招来する可能性を有している。結果としてそれが財務諸表上に示される純債務に対して少なからず影響を与えることから、FASBはこのことによる継続的情報の歪みを抑制しようとしているのである。しかし、MRPAは、本来、必ずしも制度資産の時価認識とは相容れないものである。つまり、過去5年間にわたる市場の動向等を勘案したMRPAは時価会計の前提となる客観性の保持、さらにはそもそもの目的の一つである企業の正味価値測定の部

17) SFAS87, par. 49.

18) SFAS87, par. 49 and IAS19, par. 102.

19) 「退職給付会計に関する実務指針」, 第9項.

20) 「退職給付会計に関する実務指針」, 第19項.

21) SFAS87, par. 177-181.

22) 「退職給付会計に関する実務指針」, 第19項.

23) SFAS87, par. 181.

分で矛盾する可能性を有している。このことはIASBによる指摘からも明らかである²⁴⁾。しかしながら、FASBがMRPAによる認識測定を放棄しないことは、まさに上記分析のとおり、退職給付会計の構造的特徴である予測値と実績値の差異をどのように調整するかを重視しているのにはかならないという含意を汲み取らねばならないのである。

一方、わが国においては前述のとおり、制度資産の時価認識について、重要性基準を採用し、将来時点における結果的な整合性の保持に着目している。したがって、わが国における制度資産認識は、調整概念に特化したFASB及び時価概念を重視するIASBとは異なる概念ないしは、概念そのものの整合性に欠如が見受けられるのである。

4. コリダー方式 (corridor approach) と重要性基準

4.1 退職給付負債 (=純債務) の認識

これまでの議論において、FASB、IASB及びわが国における退職給付会計の退職給付債務及び制度資産の認識に関しては、各々が少なからず異なる処理を行なっているながらも、体系的な概念という観点からは、FASB及びIASBの両者は非常に近い関係にあることを指摘した。また、わが国に関しては退職給付会計の導入に際して、IASBの影響を強く受けているため、構造上の類似性は窺えるものの、個別の処理については、必ずしもFASB及びIASB両者のもつ会計概念との整合性が見られないことについても示唆をおこなった。その示唆に対し、より理論的な根拠を説明する手段として、重要な要素と考えられるのが本節におけるコリダー方式の適用と、わが国における重要性基準という2つの明確な適用差異に関する意義である。コリダー方式及び重要性基準の適用に関しては、上記ま

での退職給付債務認識及び制度資産認識の予測計算によって生じた、予測値と実績値の実際差異を当該会計期間においてどのように認識するかという調整概念として用いられる。換言すれば、コリダー方式が、FASB及びIASBの当該会計期間に認識される企業の担保すべき純債務算定にあたっての最終的な調整手段であるのに対し、わが国の重要性基準は退職給付債務及び制度資産の予測計算に適用された重要性の判断を最終的な調整手段においても適用するということである。ここではまず両者の分析に先立ち、コリダー方式の仕組みについての理解が不可欠であることから、基本的な解説を行ないながら発展的分析に移行することとする。

コリダーとは「回廊」を意味する言葉である。そもそも「回廊」という表現こそが、一般的な理解の容易性を遠ざけている原因であると考えられるが、実際的な考え方としては螺旋階段を想像すると理解が比較的容易である。螺旋階段はその中心となる支柱に対し螺旋を描きながら階段がついている。しかもその階段は絶えずどちらかの側面が支柱に接していることから、階段の幅を一定とすると左右に対しての振幅は一定となる。会計上では、螺旋階段のような三次元的構造は考えられないが、二次元的な思考によれば、中心となる支柱を未認識数理計算上損益の累積純額損益線と捉えるならば、その概念は図3のように示すことが可能である。これによれば、予測値と実績値との差異のうち、一定の幅(コリダー幅)を超過する部分については、その時点において即座に数理計算上の利得又は損失として認識されることとなる。より詳細に述べるとすれば、当該期末時点における予測退職給付債務の現在価値及び制度資産の時価が、前期末時点の未認識数理計算上差異の累積純額と比較して10%超の場合には、超過する部分について利得または損失として認識しなければならないのである。ただし、FASBにおいてはその対象となる制度資産の範囲が前述のとおりMRPAである²⁵⁾。

24) IAS19, Appendix3, par. 71.

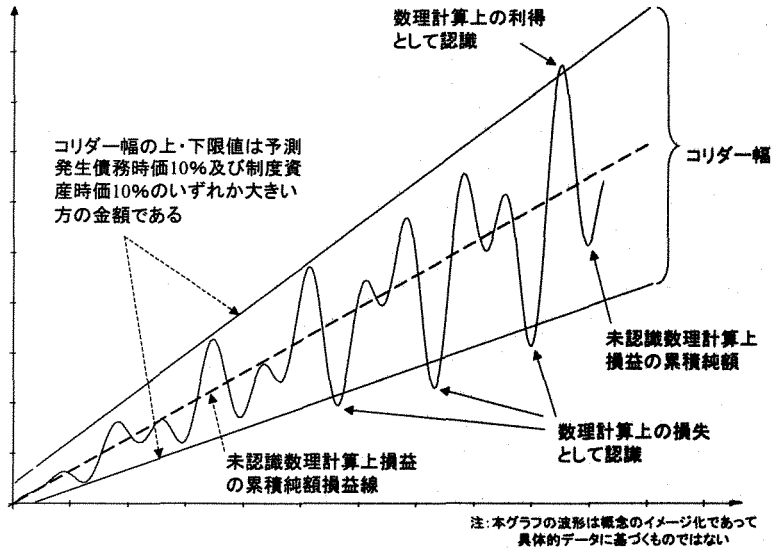


図3：コリダール方式の概念図

一方、わが国の重要性基準によれば、そもそもこうした数理計算上の利得又は損失として認識する必要は存在しないこととなる。つまり、わが国の重要性基準はコリダール方式のような現在時点での予測値と実績値との乖離の存在を、将来時点にまでおよぶ予測値と実績値との収斂関係に着目していると言えるのである。よって、重要性基準に関する概念を示すとすれば、以下の図4のような概念図を描くことが可能である。

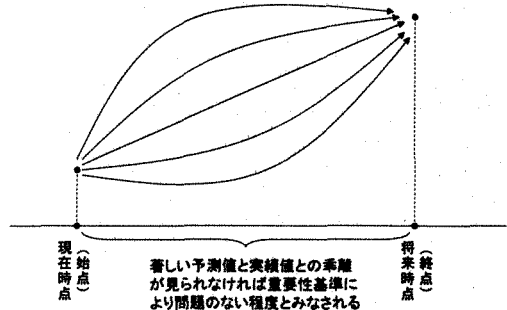


図4：重要性基準の概念図

すなわち、図4の概念図にしたがえば、重要性基準の意図しているところは、財政学的見地によるものと非常に近いものとなっていることが理解できる。本来、財政学的見地によれば図4にあるとおり、始点(=現在時点)から終点(=将来時点)に至るまでの方法としては、直線的な方法によっても、大きな曲線を描く方法によっても、一般論としてさしたる問題にはならない。この考えは始点と終点の2つの点のみを重視する考え方である。しかしながら、退職給付会計においてはこれに会計期間測定という

概念が加わることで、こうした2つの点のみを重視する観点とは、自ずと異なる方法を取らざるを得なくなる。キーワードは、時価会計、将来事象、予測計算、ゴーイングコンサーンである。

退職給付会計において、一般的に貸借対照表上において認識される金額は、原則的に現在時点における予測退職給付債務と制度資産の時価との突き合せによる減額処理によって求められ、その計算式は以下ようになる。

25) IAS19, par. 92-95 and SFAS87, par. 32.

退職給付債務 (=純債務) = 現在時点の予測退職給付債務 - 制度資産の時価・・・①

しかしながら、再三にわたり触れているように、現在時点の予測退職給付債務及び制度資産の時価については、各々、割引率及び期待収益率を勘案して求められる予測値であり、当然のことながら実績値との差異が生じることは不可避である。よって、上記式をより詳細に検討すると退職給付負債 (=純債務) の計算には、そうした差異を計算概念に含めることが必要となる。つまり、本来の時価会計概念にしたがえば上記式は、以下のように計算されなければ不都合である。

退職給付負債 (=純債務) = 現在時点の予測退職給付債務 - 未認識の数理計算上差異 - 未認識過去勤務債務 - 制度資産の時価
・・・②

ここで未認識の数理計算上差異とは、制度資産の期待収益と実際の運用収益との差異、退職給付債務の数理計算に用いた予測値と実績値との差異及び基礎率の変更等により発生した差異のうち費用処理されていないものをいう。また、未認識過去勤務債務とは、退職給付水準の改訂等により発生した退職給付債務の増加又は減少部分のうち費用処理（費用の減額処理又は費用を超過して減額した場合の利益処理を含む）されていないものをいう。

よって、上記2つの要素のうち、未認識過去勤務債務に関しては、実際の制度運営上で生じる要素であって、必ずしも個別の退職給付制度に継続的に発生する要素とは考えられない。問題となるのは未認識の数理計算上差異の取扱いである。すでに上記で触れたように、コリダー方式によれば、この未認識の数理計算上差異は、前期末の累積純額で退職給付債務の10%又は制度資産時価（FASBはMRPA）の10%のうち大きい額を超過する場合に、その超過額を図3

にあるとおり当該会計期間の利得又は損失として認識しなければならない。つまり、その差異を単なる計算上の差異と捉えるのか、それとも一定の枠内を超える部分については実質的な損益と捉えるのかによって、未認識の数理計算上差異の会計的認識は大きく異なるのである。FASB及びIASBは、この未認識の数理計算上差異について、コリダー幅を客観的な基準として用いることで、実際損益の発生とみなすか否かの判定を行なっているのである。よって、FASB及びIASBにおいては、上記②式における未認識の数理計算上差異とは、コリダー幅を超過していない部分についての未認識数理計算上差異を示している。

一方、わが国では、同様に上記で触れたように重要性基準に基づく判断を求めている。この重要性基準を適用する根拠については、未認識の数理計算上差異が予測値と実績値との乖離のみならず、予測数値の修正も反映されることから、各期に生じる差異を費用として認識することが退職給付債務の実態を必ずしも忠実に表現するとは言いがたいとしている²⁶⁾。この根拠にしたがえば、わが国においては、未認識の数理計算上差異を一義的に損益とすることは困難であると判断しているのである。よって、わが国における退職給付負債の認識は、FASB及びIASBによる上記②式の認識とは異なり、未認識の数理計算上差異は、数理計算上差異そのものであって、利得及び損失にはなりえないとしているのである。

以上のことから、FASB及びIASBと、わが国とでは、すでに退職給付負債を求める計算過程において相違が見られるのである。

4.2 退職給付費用の認識

退職給付会計では、前述のような退職給付負債の認識に加え、各期に発生する退職給付費用

26) 「退職給付に係る会計基準設定に関する意見書」、第3項

についても認識を行わなければならない。各期の退職費用処理に関しては、一般的に以下のような計算過程となる。

$$\text{退職給付費用} = \text{勤務費用} + \text{利息費用} - \text{期待運用収益額} \pm \text{過去勤務債務の費用処理額} \cdot \text{数理計算上差異の費用処理額} \cdots \textcircled{3}$$

退職給付費用の計算にあたっては、コリダー方式の有無によって認識される費用に差異が生じる。こうした観点によれば、上記③式は、FASB及びIASBにとっての退職給付費用認識についての計算過程であると言える。なぜなら、わが国では重要性基準を採用しているため、上記③式のうち数理計算上差異の費用処理額を生じさせないことも可能だからである。

また、FASB及びIASBではコリダー方式適用後に生じた利得又は損失については原則的に即時認識することを求めているが²⁷⁾、一方で、即時認識によることで各期の退職給付費用についてボラティリティが発生することを回避するため、加入従業員の平均残存勤務年数で除した金額による償却を通じての遅延認識が認められている²⁸⁾。コリダー方式のコリダー幅を10%の範囲に設定することの根拠は、FASB及びIASBにおいてその理論的根拠はないとしている²⁹⁾。しかしながら、なお一定の枠組みとして10%という範囲の設定が行なわれたかについては、より詳細な理論的分析を行わなければならない。

本来、退職給付制度における実際の給付が、比較的速い将来事象であるということを念頭におくなら、現在時点において最適と考えられる予測値 (= 基礎率) を用いる予測計算は、まさに現在時点においてこれ以上ない合理的予測数値である。したがって、仮に現在時点において最適と考えられる予測値が、実際の給付が行な

われる将来時点までの過程において、著しい乖離があったとしても、その時系列推移によって確実に収斂関係が認められるのであればさしたる問題とはならない。しかし、これはあくまで財政学的見地に拠った考え方である。すなわち、「将来事象」に特化した考え方であると指摘できる。

一方、上記のような「将来事象」に特化した認識に対し、会計学的要素である「時価会計」概念が介入すると自ずから趣旨が異なってくる。つまり時価会計の主要な目的のひとつである客観性の付与が、客観的な現在時点における企業債務のオンバランスにあると解するならば、上記のような財政学的見地によって必ずしも現在時点の仮定的数値を重視しない観点とは明らかな齟齬が生じてしまう。したがって、財政学的見地と時価会計概念が互いに満足しあうためには、「予測計算」が必要となるのである。これら互いの関連性を重視すると以下のように整理できる。

今日の企業活動は「ゴーイングコンサーン」を前提とすることで、投資機会が拡大され遊休資本の流動性を高めることとなる。このことは、より一層の社会資本整備に寄与するものである。ただし、実際の投資活動はもっぱらその活動期間について、明確な長短の差別化が難しい。投資家を中心とする情報利用者にとっては、自らの投資意思決定に際しては、企業が公表する財務報告を判断の材料のひとつとして用いることに大きく依存せざるを得ない。しかし、企業にとっては必ずしも現在時点においてキャッシュフローをとまなわない退職給付制度のような担保債務については、財政学的見地を拠所として消極的開示が望ましいと考えるのが必然である。ここに情報利用者と企業側との立場の違いが鮮明なものとなる。このことから、企業が公表する財務報告によって、情報利用者の意思決定に誤謬を与えないようにすることが社会的要請として重視されることとなる。結果として、財政学的な長期的観点と現在時点における短期的観

27) Hicks[1965], p. 58は、期間損益計算の観点から即時認識することが妥当であるとしている。

28) SFAS87, par. 186 and IAS19, par. 93.

29) SFAS87, par. 188 and IAS19, par. 92.

点とのバランスミックスが必要なこととなる。したがって、このバランスミックスを図るために予測計算が必要なものとなる。ただし、いま仮に現在時点において最適と考えられる予測計算には、その後の時系列推移によって事後的な修正が必要となる可能性が潜在的に内包される。よって、そうした潜在的齟齬の可能性を現在時点においてできるだけ排除することが求められることとなる。コリダー方式の適用はまさにこうした観点にたって採用されているのである。コリダー方式における上下10%のコリダー幅に関しては理論的根拠がないとされている³⁰⁾が、FASB及びIASBではこの範囲を超える数理計算上の差異が発生した場合、財政学的見地と会計学的見地とのバランスを図るうえで、もはや修正を求めざるを得ない著しい乖離が生じているとの判断を下しているのにほかならないのである。

一方、わが国においては前述のとおり、コリダー方式は採用されていない。コリダー方式不採用の理由については、コリダー方式以外に基礎率等の計算基礎に重要な変動が生じない場合には、計算基礎を変更しない等の計算基礎の変更にあたっての合理的な範囲での重要性による判断を認める方法が考えられ、退職給付債務が長期的な予測計算であることを考慮して重要性による判断を認めることが適切であるという重要性基準採用に関する説明に示されるのみである。しかも、重要性基準を認めたいうえでコリダー方式を採用することは、実質的な許容範囲を著しく拡大し、コリダー方式と重要性基準の併用は行なわないとする至極もったもな説明で終わっており、理論的なコリダー方式不採用の理由が明らかではない³¹⁾。そもそもこうした見解こそが退職給付会計の会計概念における、FASB及びIASBと、わが国との相違を明らかなものと

しているのである³²⁾。上記見解における「退職給付債務が長期的な予測計算であることを考慮して」とは、FASB及びIASBにおいてもすでに包含している概念である。しかしながらなお、FASB及びIASBがコリダー方式を採用することの含意をわが国では汲み取っていないのである。仮に重要性基準の適用によって実質的な齟齬が将来にわたっての会計認識上、認められないとしても時価会計の投入による客観性の付与という観点からは、最終的に企業側へ重要性の判断を委ねている点で、恣意性の介入を認めているにはかならず、退職給付会計における体系的な整合性を著しく欠いていると判断できるのである。

しかも、上記③式における数理計算上の差異に関する費用処理についても、その差異残高の一定割合を費用処理できるという規定にとどまり、この点に関しても企業側の恣意性介入を認めているのである³³⁾。つまり、わが国の退職給付費用の算定にあたっては、長期的収斂関係を前提とすることで、以下の④式によってもなら不都合が生じないのである。

$$\text{退職給付費用} = \text{勤務費用} + \text{利息費用} - \text{期待運用収益額} \pm \text{過去勤務債務の費用処理額} \dots \textcircled{4}$$

このことは、退職給付会計のもつ会計概念に関して、FASB及びIASBと、わが国との間に存在する大きな矛盾である。すなわち、退職給付費用の認識にあたってはわが国では、十分な客観性が付与されていないことを示しているのである。

30) IAS19, Appendix3, par. 48.

31) 「退職給付に係る会計基準設定に関する意見書」, 第3項.

32) 五十嵐[1997a] [1997b] [1998]は、会計概念の差異をFASB及びIASBが「Equity Model」に依拠しているのに対し、わが国では「Credit/Tax Model」に依拠しているためとしている。

33) 「退職給付に係る会計基準注解」, 注9, 第1項及び第2項.

5. おわりに

これまで本論においては、退職給付会計におけるFASB及びIASBと、わが国においての退職給付債務、制度資産評価及び退職給付費用の認識処理に関する違いの分析を行ってきた。しかし、こうした個別の会計処理分析によって明らかとなる相違が、単なる会計処理上の違いであるだけで認識することは誤りである。翻つてもう一度、退職給付制度とは何かということを検討してみよう。本来、退職給付制度とはFASB、IASB及びわが国の退職給付会計で規定されるような労働債務に一意化できるものではない。それには従来から議論があるように社会保障としての概念や、功績報償としての概念とが互いに関連性をもちながら形成された制度である。しかしながら、退職給付制度の概念を労働債務に一意化することの真意は、会計上で認識されるものと退職給付制度との連関において、そうした複数の概念を包含することが、企業が担保すべき明確な債務とはなりえない属性上の脆弱さを抱えてしまうこととなる。したがって、退職給付制度を通じて給付の事実が発生し、その給付事実はある一定の事前契約によって、母体企業と従業員との間で締結されている事実に着目することで、企業に対する債務性の付与を行なったと考えるのが妥当である。

一方、こうした債務性の付与に対し、今日の会計体系全体に包括的に適用される時価会計概念をもってすれば、たとえ給付事由が比較的遠い将来に発生するという退職給付制度の特異性をもってしても、現時点における発生債務の認識とそれともなう一連の会計処理において時価会計概念は排除できないこととなる。よって、給付の事実と時価会計概念との整合性を保つためには予測計算が不可避なものとなる。しかもその予測計算には客観性の付与を行なうがために統計学的及び確率論的思考が避けられず、時系列推移における予測値と実績値の乖離という状況に絶えず脅かされることとなる。したがっ

て、FASB及びIASBが採用したコリダー方式のコリダー幅には、必ずしも理論的根拠はないとしながらも、その含意は予測値と実績値との乖離を早急に是正しようとする意図が明確にうかがえるのである。さらに付言すれば、コリダー方式の採用によって認識される数理計算上の利得又は損失を遅延認識によって繰延処理を認めているということは、ここでも予測値と実績値との乖離は不可避なものではあるが、その乖離を即時認識することで毎期報告される財務諸表上で発生するボラティリティによって、情報利用者が自らの意思決定に重大な誤謬を招来する可能性を極力抑えようという配慮が行なわれていると考えるのが妥当である。

わが国の退職給付会計においては、FASB及びIASBの退職給付会計の枠組みを踏襲するかたちで形成されている。このことは退職給付債務にPBOを前提とする認識を、制度資産において公正価値による認識を求めている点で明らかである。しかしながら、PBOの認識について適用される割引率が、FASB及びIASBが毎期見直しを行なうことで時価会計との整合性を保持することに努めているのに対し、わが国では重要性基準の採用により恣意性の介入を必ずしも排除していない。このことは、制度資産の期待運用収益の認識に関しても同様であり、当該会計期間における退職給付費用の認識についてもその違いが明らかである。つまり、わが国の退職給付会計は当該会計期間に認識される退職給付負債に関して、その出発点である退職給付債務の認識時点において、実質的に時価会計との概念上の整合性をすでに欠いているのである。もっというなら、純債務算定の前提となる退職給付債務の予測計算に割引率の主観的判断を認めている点で、もはや時価会計概念とは異なり、むしろ取得原価主義の範疇に含まれるものである。このことは当該会計期間に認識される退職給付費用についても同様のことが言え、もはや時価会計とは根本的な概念上の整合性に関しての矛盾が生じているのである。

本論は、FASB及びIASBと、わが国の退職給付会計に関する相違点を示すといった単純な図式を提示するのではなく、退職給付会計のもつ特徴的な予測計算という枠組みにおいて、わが国の基準が一貫した体系上の整合性について矛盾を抱えていることを指摘している点で規範的分析に属するものである。したがって、今後の課題としてこうした会計概念の相違が、実証的な部分で顕在しているかを分析せねばならないと考えるところである。しかしながら、本論において指摘された明らかな会計概念の相違は、実務的処理においても大きく影響を与えていることが容易に類推されるところである。

参考文献

- 五十嵐則夫, 「国際会計基準における『事業主の年金会計基準』と日本基準に与える影響について」, 『企業会計』, 第49巻第7号, 1997a年.
- 五十嵐則夫, 「我が国の企業退職給付会計の現状と課題並びに米国会計基準及び国際会計基準との比較について」, 『JICPAジャーナル』, 第9巻第2号, 1997b年.
- 五十嵐則夫, 「米国における事業主の年金会計基準」, 『企業会計』, 第50巻第5号, 1998年.
- 今福愛志, 「年金負債の会計制度問題」, 『會計』, 第153巻第2号, 1998年.
- 今福愛志, 『企業年金会計の国際比較』, 中央経済社, 1996年.
- 大山義弘, 「日米における退職給付債務の差異」, 『JICPAジャーナル』, 第9巻第2号, 1997年.
- 柏崎重人, 「年金債務の開示状況」, 『企業会計』, 第50巻第5号, 1998年.
- 企業会計審議会, 『退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書』, 1998年.
- 中野誠, 「企業年金会計基準の経済的影響論」, 『企業会計』, 第51巻第10号, 1999年.
- 日本アクチュアリー会『退職給付会計に係る実務基準(第4回改定)』, 2002年.
- 日本公認会計士協会, 『退職給付会計に関する実務指針について』, 1999年.
- 吉田和生, 「企業年金債務の要因分析」, 『會計』, 第154

巻第2号, 1998年.

- Beaver, W.H., "Problems and Paradoxes in the Financial Reporting of Future Events", *Accounting Horizons*, Vol. 5, No. 4, 1991.
- Blankley, A. I. And E. P. Swanson, "A Longitudinal Study of SFAS87 Pension Rate Assumptions", *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 4, 1995.
- Bodie, Z. "The ABO, the PBO and Pension Investment Policy", *Financial Analysts Journal*, Vol. 46, No. 5, 1990.
- Delay, L. A., "The Valuation of Reported Pension Measures for Firms Sponsoring Defined Benefit Plans", *The Accounting Review*, Vol. 59, No. 2, 1984.
- Dhaliwal, D. S., "Measurement of Financial Leverage in the Presence of Unfunded Pension Obligations", *The Accounting Review*, Vol. 61, No. 4, 1986.
- FASB, Financial Accounting Standards No. 87, "Employers' Accounting for Pensions", 1985 (三菱信託銀行FAS研究会, 『米国の企業年金会計基準と適用指針』, 白桃書房, 1997).
- Fogarty, T. J. and J. Grant, "Impact of the Actuarial Profession on Financial Reporting", *Accounting Horizons*, Vol. 9, No. 3, 1995.
- Gopalakrishnan, V. and T. F. Sugrue, "Economic Consequences of Pension Policy Deliberations (SFAS No. 87) : An Empirical Assessment of Debt - Covent Hypothesis", *Journal of Finance & Accounting*, Vol. 19, No. 5, 1992.
- Hall, W. D. and D. L. Landsittel, *A New Look at Accounting for Pension Costs*, Richard O. Irwin, Inc. 1977.
- Hicks, E. L., "Accounting for the Cost of Pension Plans", Accounting Research Study No. 8, American Institute of Certified Public Accounting (AICPA), 1965.
- IASB (IIFASC), International Accounting Standards No. 19 (revised 2000), "Employee Benefits", 2000 (大和総研『IAS退職給付会計』中央経済社, 1999年).
- Ippolito, R. A., "The Labor Contract and True

- Economic Pension Liabilities", *American Economic Review*, Vol. 75, No. 5, 1985.
- Lilien, S. and M. Mellman, "Time for Realism in Accounting for Employer's Pension Plans", *The CPA Journal*, Vol. 64, No. 6, 1994.
- Lorensen, L. and P. Rosenfield, "Vested Benefit—A Company's only Pension Liability", *Journal of Accountancy*, Vol. 156, No. 4, 1983.
- Lucas, T. S. and B. A. Hollowell, "Pension Accounting : The Liability Question", *Journal of Accountancy*, Vol. 152, No. 4, 1981.
- Miller, P. B. and R. J. Redding, "Measuring the Effects of Potential Compromise on Employers' Accounting for Defined Benefit Pensions", *Accounting Horizons*, Vol. 6, No. 1, 1992.
- Reiter, S. A., "Pension Obligation and The Determination of Bond Risk Premiums: Evidence from The Electric Industry", *Journal of Finance & Accounting*, Vol. 18, No. 6, 1991.
- Seaman, J. F. and H. H. Hensold Jr., "Pension Plan Obligations: The 'Real' Impact", *Journal of Accountancy*, Vol. 154, No. 1, 1982.
- Weil, R. L., "Role of the Value of Money in Financial Reporting", *Accounting Horizons*, Vol. 4, No. 4, 1990.
- Werner, C. A. and J. W. Kostolansky, "Accounting Liabilities Under ERISA", *Journal of Accounting, Auditing & Finance*, Vol. 7, No. 1, 1983.